

3月3日は 世界野生生物の日です



WORLD
WILDLIFE DAY
3 MARCH

ワシントン条約が1973年3月3日に採択されたことを記念して、
2013年に国連が3月3日を

「世界野生生物の日」

に制定し、普及啓発のために毎年世界中で様々なイベントを行っています。この日は野生
動植物が直面する、様々な課題に対して一人ひとりが考え、意識を高めていく機会です。

絶滅の危機に瀕している動植物を保護し、持続可能な利用をしていくためには世界共通の
ルールが必要ですが、野生動植物の生命、未来を守るためには、個々の地域、事業者、そ
して皆様一人ひとりの意識や取り組みが最も重要です。



2020年のテーマは 「地球上のすべての生命を維持する」 Sustaining All Life on Earth

協力：（公社）日本動物園水族館協会

生きものとともにある 人のくらしをささえる 取り組み



WORLD
WILDLIFE DAY
3 MARCH

貴重な生きものたちのちかくでも、人々のくらしが織りなされています。その地域が元気であること、そこでのくらしを尊重していくこと。

人も生きものも、互いに生態系の一部として大切に思えることが、持続可能な人と自然との関係をつくっていきます。

トキと佐渡市

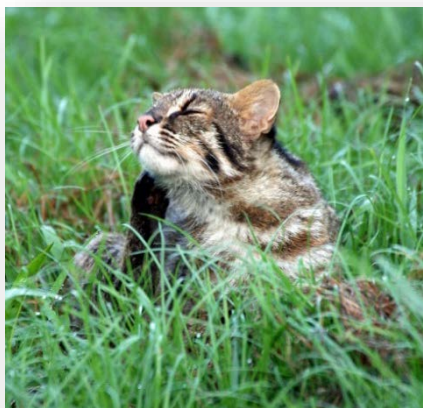


左：写真提供 佐渡市



トキの餌となる生き物は、人間の営む水田に生息します。佐渡市では2007年に、トキの餌場確保と生物多様性の米づくりを目的とした「朱鷺と暮らす郷づくり認証制度」を立ち上げ、独自農法による佐渡産コシヒカリのブランド、「朱鷺と暮らす郷」を生産しています。

ツシマヤマネコと対馬市



左：写真提供 佐護ヤマネコ稲作研究会



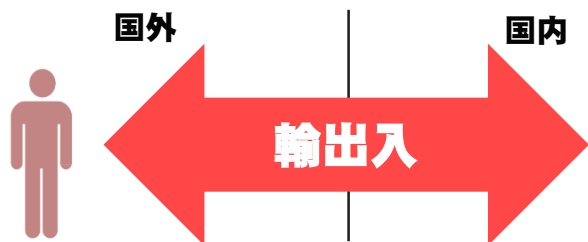
国内で対馬のみに生息するツシマヤマネコが暮らす対馬の里。稲作を続ける農家が減りつつある現状で、ヤマネコに配慮したお米を作っていきたい、という気持ちで、佐護ツシマヤマネコ米を作り、認定基準を設けてお米に付加価値をつけています。

希少な野生動植物を 取引するときは ルールを守りましょう!!



WORLD
WILDLIFE DAY
3 MARCH

知っていますか? ワシントン条約 と 種の保存法



ワシントン条約

(絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約)

絶滅のおそれのある野生動植物が過度に国際取引
されることがないように**輸出入を規制**しています。



種の保存法

(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律)

絶滅のおそれのある野生動植物の**国内取引等を
規制**しています。

どのようなルールがあるのでしょうか?

■輸出入

ワシントン条約 附属書I

(コツメカワウソ、オニソテツ等 1,000種以上)

▶ **輸出入：原則禁止**



附属書II・III

(オウム、ラン等 約35,000種)

▶ **輸出入：商業目的の取引可能
(事前手続きが必要)**

■国内取引

国内希少野生動植物種 国際希少野生動植物種

▶ **国内取引：原則禁止**

- 販売・頒布を目的とした陳列・広告も原則禁止。
- 以下の場合は、規制の対象外。
 - ・学術研究又は繁殖等の目的で許可を受けたもの
 - ・あらかじめ登録を受けたもの
 - ・一部の科の繁殖させたもの 等
- 罰則：5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金等

対象種・詳しい手続きは、経済産業省（輸出入）・環境省（国内取引）のHPでご確認ください。

過剰な国際取引から 動植物を守るために

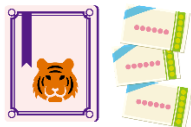


WORLD
WILDLIFE DAY
3 MARCH

ワシントン条約

生きているものだけでなく、動植物を使った加工品も、ワシントン条約で保護されています。
保護されている動植物は、取引の際に必ず手続きが必要です。

漢方薬 Traditional Medicines



トラやクマなどの成分が
入った漢方薬

化粧品 Cosmetics



沈香などが入ったお香、
キャビア入りクリーム、
アロエの美容液等

楽器 Musical Instruments



ニシキヘビを使った楽器(二胡等)、
象牙を使った楽器
(三味線、ピアノ等)

植物 Plants



サボテンやラン、アロエ

こんな身近なものも規制の対象です

お土産 Souvenirs



ワニ革のバッグ、
毛皮のコートや織物
象牙やべっ甲を使った工芸品

珍しい食べ物 Delicacies



キャビア
トラの肉、ワニジャーキー

生きている動物 Animals



インコ・オウムなどの鳥類
トカゲ・カメなどの爬虫類
カワウソなどのほ乳類

拾ったもの Found Objects



貝殻や鳥の羽

象牙製品(印章・ピアノ等)については厳しく規制されています。特に注意が必要です。

お土産は、動植物の種類によっては、個数や重量が少ない場合は規制対象外の場合があります。詳しくはお問合せ下さい。

適正な取引が自然を守ります。
希少な野生動植物を取引するときはルールを守りましょう!

本資料及びワシントン条約のお問合せ先：

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部 野生動植物貿易審査室

電話番号：03-3501-1723